

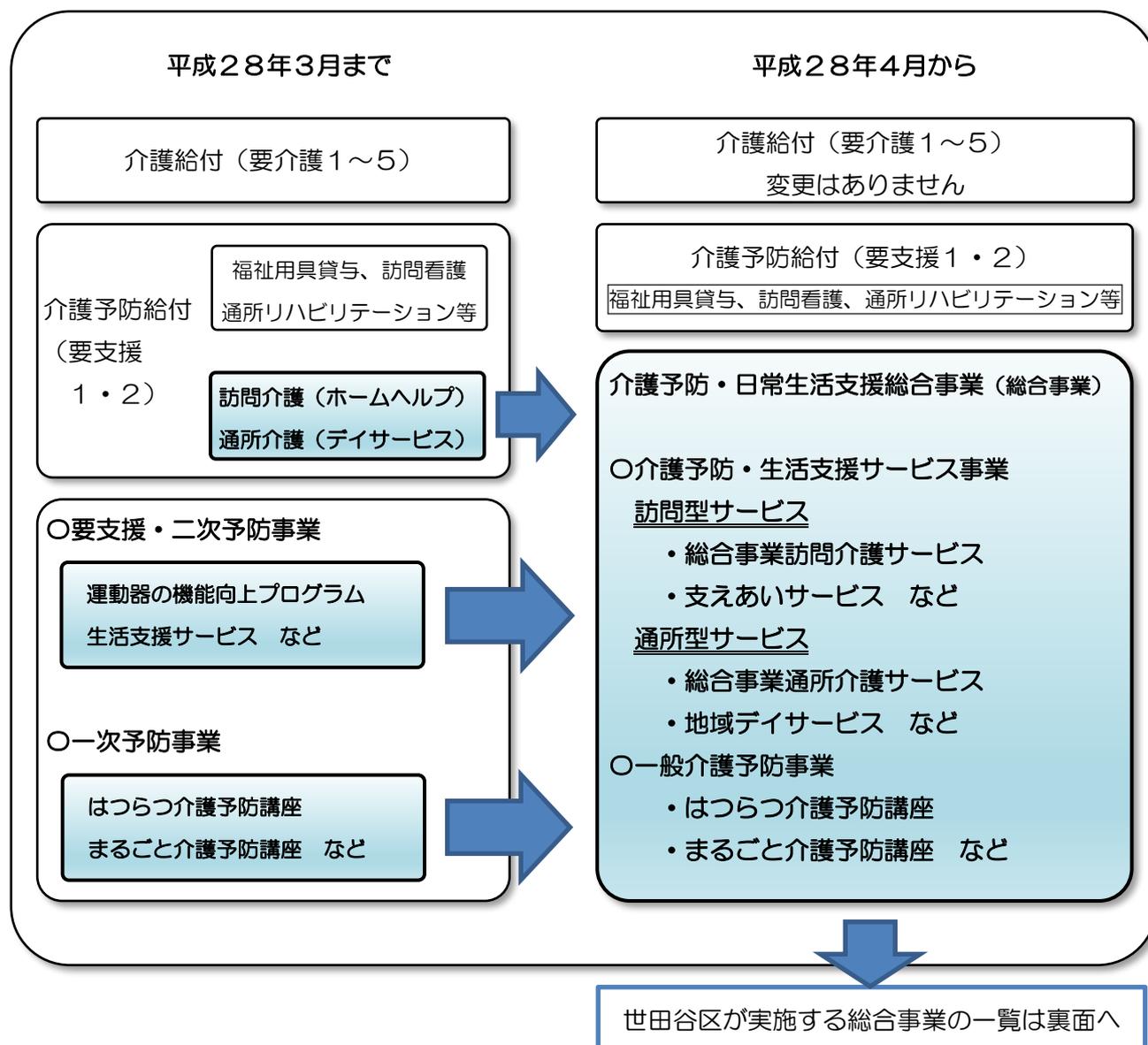
世田谷区における介護予防・日常生活支援総合事業について

総合事業とは

世田谷区では、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まっています。

総合事業では、それまでの予防給付と同様のサービスのほか、区民同士の支えあいの考え方を基本とした家事援助サービスや通いの場、一定期間集中して通う筋力アップ教室など、介護予防や生活支援のニーズに応える多様なサービスを総合的に提供しています。

また、高齢者自身も支援の担い手となり、これまでの経験や特技等を活かして、地域社会でいきいきと活動することにより、ご自身の健康を維持するだけでなく、みんなで支えあう地域づくりを目指していきます。



介護予防・生活支援サービス事業

○介護予防・生活支援サービスの対象者（あんしんすこやかセンターがケアマネジメント実施）

- ・①要支援1・2の認定を受けている方
- ・②65歳以上の方で、基本チェックリストの結果、一定の基準に該当した方（事業対象者）

【訪問型サービス】

名称	内容	利用料等
総合事業訪問介護サービス ※介護保険事業者によるサービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援及び入浴介助等の身体的介助を行う。	月ごとの定額の自己負担
総合事業生活援助サービス ※介護保険事業者によるサービス	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物等の60分以内の生活支援を行う。	利用回数に応じた自己負担
支えあいサービス ※住民参加型サービス	住民等による、掃除、洗濯物、調理補助、買い物同行、ごみ出し等、原則30分以内の簡易な家事援助サービス。	1回100円。30分～ 1時間は200円
専門職訪問指導 ※短期集中型サービス	理学療法士や管理栄養士等が居宅を訪問し、介護予防に必要なアドバイス等を1時間程度行う。	1回目無料、2回目以降1回400円

【通所型サービス】

名称	内容	利用料等
総合事業通所介護サービス ※介護保険事業者によるサービス	通所介護施設で、機能訓練や日常生活上の支援などを日帰り（3時間以上）で行う。	月ごとの定額の自己負担
総合事業運動器機能向上サービス ※介護保険事業者によるサービス	通所介護施設で、運動器機能訓練を主とした活動を日帰り（3時間未満）で行う。	利用回数に応じた自己負担
地域デイサービス ※住民主体型サービス	住民やNPOが運営する定期的な「通いの場」に週1回通い、食事や介護予防を目的とした活動を行う。	食事代等の実費負担あり
介護予防筋力アップ教室 ※短期集中型サービス	介護予防全般を学び、自分で健康を管理する能力を高め、生活動作に必要な筋力の向上を目指す、全12回の講座。	1教室2,400円

一般介護予防事業

○一般介護予防事業の対象者は、65歳以上の全ての区民

【主なサービス】

名称	内容
はつらつ介護予防講座	日常的に無理なくできる体操と介護予防に関するミニ講座を組み合わせた、2時間程度の講座。各回により講座の内容が異なる
まるごと介護予防講座	介護予防に必要な体操実技や、運動・栄養・口腔・認知症予防・社会参加などについて学ぶ、全6回の講座
お口の元気アップ教室	「お口のはたらき」についての講義、お口の中の検査・清掃方法の指導、お口や身体の体操等について学ぶ、全8回の講座

令和4年度より、従来の対象者（要支援者等）に「継続利用要介護者」をサービスの対象者に追加するのは、介護予防・生活支援サービス事業のうち「**地域デイサービス**」のみ